

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612



畜産農業には、水質汚濁防止法に基づき 排水規制が適用されています

水質汚濁防止法により、特定事業場（**特定施設**を有する事業場）から公共用水域（河川、湖沼、港湾、沿岸海域等）へ排出する場合、都道府県等へ届出するとともに、排水の様々な水質項目について排水基準値以下の濃度にすることが必要です。

【畜産農業で注意が必要な水質項目】

●健康項目（全ての特定事業場が対象）

アンモニア・アンモニア化合物

亜硝酸化合物及び硝酸化合物（硝酸性窒素等）など

●生活環境項目

（日平均排出水量が20m³以上の特定事業場が対象）

生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）

浮遊物質（SS）・大腸菌群数など

特定施設とは・・・
総面積※

50m²以上の豚房

200m²以上の牛房

500m²以上の馬房

各保健所に届出が必要

※全畜舎内の個々の畜房の合計面積（通路飼料置場等除く）

畜産農業については、一般排水基準の遵守が直ちに困難な業種に対する経過措置として暫定排水基準値が設けられており、排水基準違反には罰則規定があります。

項目	暫定排水基準値	期限	一般排水基準値
硝酸性窒素等	500mg/L	令和4年6月末	100mg/L
全窒素含有量	130mg/L (日間平均110mg/L)	令和5年9月末	120mg/L (日間平均60mg/L)
全りん含有量	22mg/L (日間平均18mg/L)		16mg/L (日間平均8mg/L)

【排水の測定・記録・保存の義務化】

平成23年4月1日以降、水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出書に記載されている排出水の水質項目について、**1年に1回以上の測定と記録及び3年間の保存**が義務付けられています。

皆様の農場は、

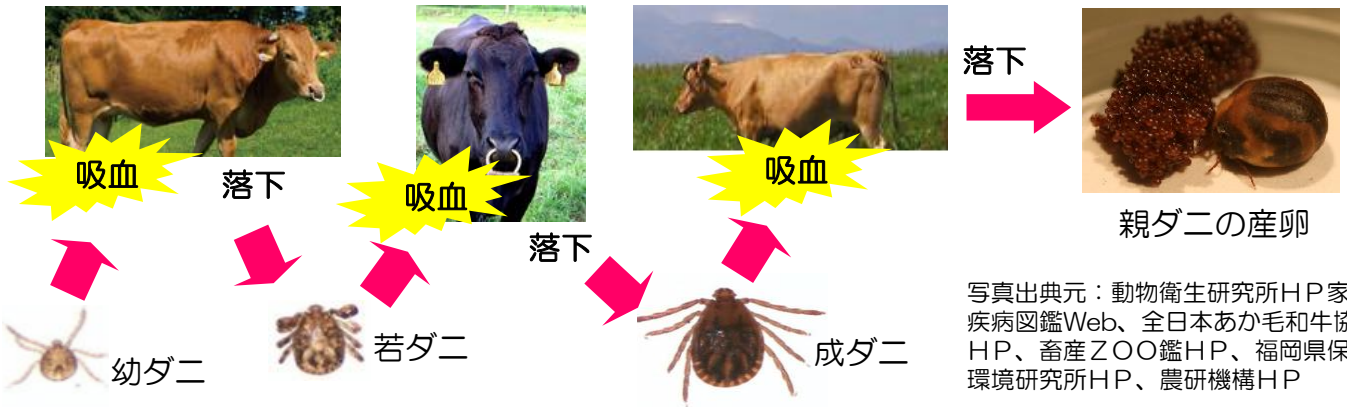
- ・公共用水域へ排出している特定農場ですか？
- ・届出内容に変更はありますか？
- ・毎年測定を行い、記録を保存していますか？

御不明な点は、管轄の保健所にお問い合わせください。



ピロプラズマ症について

ピロプラズマ症とは、ピロプラズマ原虫が牛の赤血球に寄生することによって発生する、特に放牧牛で注意が必要な病気です。牛への感染は、ピロプラズマ原虫を体内を持ったマダニの吸血を介して起こります。未免疫牛を初放牧したときや、感染耐過牛でも分娩前後等の強いストレスを受けたときに発症しやすく、発症すると貧血、削瘦、流産等がみられます。マダニが牛を吸血することで、次々と牛に感染していくため、**感染を防ぐには牛のマダニ対策が重要です。**



写真出典元：動物衛生研究所HP家畜疾病図鑑Web、全日本あか毛和牛協会HP、畜産ZOO鑑HP、福岡県保健環境研究所HP、農研機構HP

殺ダニ剤の使用法（フルメトリン製剤：バイチコール等）

- 殺ダニ剤の投与は、放牧期間中**3週間間隔**で実施しましょう。
- 使用説明書の用法用量にしたがって使用しましょう。
- 牛体が濡れているとき、または塗布後3時間以内に雨に濡れてしまうと十分な効果がありませんので注意しましょう。

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地（国）	畜種	
高病原性鳥インフルエンザ	H5N2	台湾（2件）	地鶏 令和3年5月5日～5月11日
	H5N5	台湾（2件）	地鶏・肉用鶏 令和3年5月9日～5月17日
	H5N8		令和3年5月4日
	中国		
アフリカ豚熱		豚・野生イノシシ	令和4年4月23日～5月19日



毎月20日はくまもと家畜防疫の日

韓国や台湾など近隣諸国では依然として悪性家畜伝染病が発生しています。地域全体で衛生水準を上げる事が重要です。

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。
下記アドレスもしくは右のQRコードより、登録用ホームページへ！

<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>

